主

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人田村誠一の上告趣意は、事実認定の非難、若しくは単なる法令違反の主張に過ぎず(原判決は所論第一点掲記の判例に反する判断をしたものではない)、刑 訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきも のとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年一〇月二一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	Ш		克

裁判官小谷勝重は出張につき記名押印することができない。

裁判長裁判官 栗 山 茂